

平和文化研究 第41集 (2021年3月)

## 長崎県防空本部跡の基礎調査

～「記憶」と「場」の関係性を考える～

奥野 正太郎

長崎総合科学大学

長崎平和文化研究所

# 長崎県防空本部跡の基礎調査

## ～「記憶」と「場」の関係性を考える～

奥野 正太郎

### 概要

1945年8月9日、長崎市に投下された原子爆弾被害を受けた遺構である、長崎県防空本部跡の被爆から現代に至る時系列の経緯を整理し、そこに「記憶」がどのように結びついているのか考えるもの。

### 目次

1. はじめに .....	38
2. 遺構の保存にかかる経緯 .....	39
3. 『顕在化』された記憶 .....	42
4. おわりに .....	44
注 .....	45
参考文献 .....	45

### 1. はじめに

#### (1) 関心の所在

長崎平和文化研究所の『都市の記憶』プロジェクトにも見られるとおり、「場」や「場所」と「記憶」を結び付ける研究が近年注目されている。従来、「場」や「場所」に関する記憶については地理学、特に歴史地理の分野の研究が行われていたが、2000年代にピエール・ノラの『記憶の場』の一部が翻訳され、この研究の分野の成果が歴史学の一つのトレンドともなっている。折しも、戦後50年前後から特に見られる戦争の記憶に関連するトピックが展開されている時期であり、長崎においては被爆体験の「風化」が語られる時期でもある。

第二次世界大戦末期における長崎市への原子爆弾投下と一連の被害についても、歴史的な「場」としての遺構の保存が「被爆体験の継承」と関連付けられて議論されることが多い。「場」を保存する

ことと「記憶」が保存されることはイコールではないにせよ、「場」の保存は「記憶」が保存されるための要件として考えられている。例えば、「被爆遺構は被爆者なき時代に被爆の惨状を語る存在である」といったフレーズをしばしば聞くが、本当にそうであろうか。多くの人々の持つ（持っていた）被爆体験の記憶こそが、被爆した何らかの構造物を被爆遺構<sup>注1</sup>として人々に価値のあるものとして認識させる鍵ではなかろうか。ただ、被爆当時存在したというだけで、被爆の記憶を共有されていない遺構を保存することは、後代に被爆の惨状を語るよすがになりうるのであろうか。

歴史的出来事の「場」を保存すること自体は、日本において1919年の「史蹟名勝天然記念物保存法」以後、脈々と受け継がれていることであり、何も新しい分野というわけではない。ただ、近現代史の「場」の保存、歴史的出来事の体験者が存在する

状況下、具体的には原爆被爆を生き残った被爆者が生存しているその同時代に、「記憶」を伝えるための「場」の保存という議論をすること自体にも意味があると考え。

本稿が題材とするのは、長崎市立山町1丁目地内の被爆遺構・長崎県防空本部跡である。この遺構は終戦後一旦潜在化し、40年あまりの年月を経て、報道番組によりその存在が世に知らされ、さらに約20年を経て一般に公開されたものである。この遺構が保存されるに至った過程を整理し、その過程で、どのような「記憶」が顕在化されていったのか明らかにし、長崎における「場」と「記憶」の関係性を考える端緒とすることを目標とする<sup>注2</sup>。

## (2) 遺構概要

長崎県防空本部は1945年初頭に構築された横穴式コンクリート造の地下壕である。この防空本部には、知事室、参謀室などが置かれ、有事の際の警備、救護に関する命令が発令されていた。また、防空監視隊の本部も置かれ、県内各地に置かれていた防空監視所から寄せられる情報分析等を行っていた。

1945年8月9日の原爆炸裂時、この施設は爆心地から約2.7kmの位置にあり、金比羅山の尾根による遮蔽があったこともあり、被害はあったものの、防空本部の機能自体には損傷はなかった。そのため被爆直後から、被害状況の把握と報告、近隣市町村への救援の指示などの役割を果たし、長崎原爆被災第一報もここから発出された。

現在、長崎市の都市公園である長崎公園内の国有地に大部分が位置し、公園管理者は長崎市である。長崎県防空本部は、長崎市の被爆建造物等の保存対象の被爆建造物等として位置付けられ、2005年から一般公開を開始し、年間約1万人の来場者により平和学習等に活用されている。

## (3) 先行研究

長崎における被爆遺構の保存に関する研究は、旧浦上天主堂、新興善国民学校などの解体に関連した成果が蓄積されており、広島においては、そ

の多くが原爆ドームに関連している。

近年は、十河茂幸らにより中国軍管区司令部跡に関して、遺構の構造に関する研究が行われ調査成果が生み出されている<sup>注3</sup>。中国軍管区司令部は広島被災の第一報が発出された場所であること、半地下式コンクリート造で堅牢であったことなど、長崎県防空本部と共通点は多い。ただし、爆心地から790mという至近距離であったこと、広島市と長崎市が持つ都市としての軍事拠点機能の差があったこと、遺構自体が軍の施設であるか警察の施設であるか、現状の保存が被爆遺構であることに価値をどれほど置いているか、などの相違点もある。今後、長崎県防空本部跡との比較検討を進めることとしたい。

近年、災害に被災した遺構に関連して、記憶と場の保存が図られることがある。少し古い例では、阪神・淡路大震災の震災遺構や雲仙普賢岳の噴火災害の際の火砕流被災遺構であり、今日的には東日本大震災の震災遺構がある。特に東日本大震災の震災遺構は、福島第一原子力発電所の事故も相まって複雑な様相がある。内田直仁らは<sup>注4</sup>、東日本大震災の発災から1年も経たないうちから、震災遺構の保存を呼びかけているが、これは災害伝承にかかる実物保存、それを資源とみなしての保存の重要性の喚起であった<sup>注5</sup>。

## 2. 遺構の保存にかかる経緯

長崎県防空本部は、長崎県警察部防空学校など、警察関係施設が存在している場所に1945年初頭に構築されたといわれている。戦後、この遺構周辺は、警察練習所跡に県警察部が移転し、長崎県庁も1947年に立山町に移転するなど、公有地として利活用される。1950年に国警県本部からの出火により県庁や県教委事務局が全焼、仮庁舎で復旧したものの、1953年に江戸町に長崎県庁は移転した。1961年には長崎ユースホステルが開業、1965年10月には長崎県立美術博物館が竣工している。その後、2000年代に入り諏訪の森の再整備事業が

開始され、長崎県、長崎市により長崎歴史文化博物館が整備され、2005年に開館し、現在に至っている。

以下に、「場」と「記憶」に関する主要なトピックを示す。

#### （1）NHK『長崎・密封された地下壕』－被爆史の空白を埋める新事実－

長崎県防空本部跡は1980年代には既知の人ぞ知る遺構となっていたようであり、転機となったのがNHK長崎放送局が制作した「土曜リポート『長崎・密封された地下壕』－被爆史の空白を埋める新事実－」の放映である（放映日：1984年2月25日）。当時、NHK長崎放送局のディレクターであった山登義明は、『長崎原爆戦災誌』にたびたび登場する長崎県防空本部がどのようなものか知りたいと考え、多くの人々に問い尋ねたものの、一部の郷土史家が知るのみであったことから、番組制作を志したという。

この番組は閉塞されていた長崎県防空本部で勤務ないしは動員されていた人々の証言から壕の機能や形状を想定し、実際に関係各所の許可を得て、壕の入り口を掘削し、内部の映像を撮影、証言を織り交ぜて、長崎県防空本部の実態に迫ろうとしたものである。ドキュメンタリーとして興味深いだけでなく、既に故人となった方々の貴重な証言を多く含むものであり、資料としても価値が高い番組といえよう。番組冒頭で、長崎県防空本部を知っているかと地域住民にインタビューするシーンがあるが、付近の住民でも知らないと答えていることは興味深い。

『長崎原爆戦災誌』第一巻総説編は1977年刊行で、この編さん過程において、防衛庁戦史編さん室（当時）で長崎市空襲災害概要報告書等の写を入手しており、長崎県知事が長崎県防空本部から発出した報告の内容が知られることになるなど、長崎県防空本部跡との関連は深い。

#### （2）長崎市における被爆建造物等の保護

長崎市は1992年に「被爆建造物の取扱基準」を

制定し、この基準に則り、調査対象遺構の選定、現地調査を踏まえ、被爆建造物等の台帳への記載を実施した。調査対象となったものは、633件あり、米国戦略爆撃調査団報告書に記載されている遺構、長崎原爆戦災誌に記載のある遺構、その他自治会等から寄せられた情報に基づき調査している遺構などである。これらについて、文献調査や現地調査を実施し、1996年には報告書『被爆建造物等の記録』を刊行した。長崎県防空本部跡も『被爆建造物等の記録』に掲載されており、写真とともに説明が添えられている。全文を引用することは避けるが、文章の構成は以下の通りである。遺構の位置、形状、利用形態、被爆当時の状況、報告書刊行時の現況である。内容は、『長崎原爆戦災誌』や「土曜リポート『長崎・密封された地下壕』」を超えるものではない。

その後、1998年には、被爆建造物等にAからDまでのランク付けが行われ、「被爆建造物等の取扱基準」で定められた保存対象であるA・Bランクに位置づけられたものについては、その所有者が実施する保存整備事業に対して補助金を交付するなど、被爆建造物等の保護に関する施策がはじまった。長崎県防空本部跡はBランクとして、保存対象の被爆建造物等とされた。

#### （3）長崎市議会での議論

2000年には長崎県と長崎市による「諏訪の森再整備に関する基本方針」が定められた。「諏訪の森再整備」の主要な事業は長崎県美術博物館の建て替え等にあるが、これにあわせて長崎県防空本部跡も話題の中に含まれていく。

長崎市議会において初めて名前が上がるのは2001年6月議会で、重橋照久市議（当時）の質問である。ここで長崎県防空本部跡の概要に触れたのち、「防空壕は今、表を閉じられ、県の管理下に置かれておりますが、戦争遺構、また原爆に関連する遺構として整備保存を期待するものであります。国、県との連携の上、どのような方策を講じられるおつもりか、用意があれば説明をいただきました

い。」<sup>注6</sup>と質し、伊藤一長市長（当時）が「この防空壕は国有地内にありまして、また、入り口に至る道路は県有地となっていることから、この整備につきましては、当然のことながら国、県とも協議をする必要があろうかというふうに考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。」<sup>注6</sup>と答弁している。

質問のなかで注目できるのは、「戦争遺構、また原爆に関連する遺構として整備保存を期待する」とされているところで、長崎県防空本部跡を必ずしも被爆遺構としてだけ捉えているわけではないことに注目できる。

#### （4）長崎市原子爆弾被災資料協議会での議論

諏訪の森再整備に関する事業の費用負担のあり方などが決まり、事業化されるなかで、長崎県防空本部跡の公開が検討された。

2003年以降、長崎県防空本部跡に関して調査が開始され、公開可能かどうか技術的な検討が始まった。また、公開する際の方法やその際の展示について、長崎市の附属機関である長崎市原子爆弾被災資料協議会（現在の長崎市原子爆弾被災資料審議会）で協議された。2004（平成16）年5月31日の第24回長崎市原子爆弾被災資料協議会での議論は興味深い。委員の言葉を会議録より引用する。

「(a 委員) この防空壕には司令室や伝令室がありますが、当時、空襲警報が解除になって原爆が投下されましたが、原爆が投下される前になぜこの伝令室は空襲を解除したのかわかりません。もう一つは、防空壕をなぜ残すのかが私にはわかりません。私は防空壕そのものは核兵器をなくすための役割をどれほど果たせるのかと思います。私は再び被爆者をつくらない、長崎を風化させないという長崎の原爆に対する思いというのが、でてきてないように思います。立山防空壕が原爆に関することで果たしてきた役割は何なのかということもわかりませんし、なぜこれを残さなければならぬのかということも説明していただきたいで

す。被爆地で被爆者が立山防空壕を知らない、残すということの主旨があまりわからないというのはどうかと思います。あの時、空襲警報が出ていれば原爆の被害にあわなかったのにとすると、伝令室とか参謀長は何をしていたのかという思いがあります。そういうことで私はこの防空壕は個人的に言えば残さなくていいと思います。本当に核兵器反対、原爆反対の役に立つのか立たないのかをむしろ私は議論してほしいです。だから基本的な問題、原爆と立山防空壕の関係、長崎を最後の被爆地にしたいということとのつながりなどをどういう風に補強していくのか、議論していただきたいと思います。」

「(b 委員) 原爆との関わりということになると、当時、長崎市民を避難させようというような会議もここで行われていたということもあります。それから場所がここにあったということが一つの問題です。確かに知らない人が多いと思います。知らない人が多いというこの場所にこの防空壕があったということが一つの問題なので、ここに防空壕があったために、第一報は比較的新型爆弾のようなものが落ちたけれども、被害はたいしたことではないようだという被害軽微というような報告がなされています。それはここにあったため、浦上の状況がよくわからなくて、それから次第に原爆の状況がわかってきて、これは大変だということで次々に詳細な情報を送っています。そういったことも歴史的にここが当時を物語る資料であるということで以前の協議会でBランクに位置付けられたものと思っています。」

a 委員は、被爆者ではあるが、「個人的にはこの遺構を残さなくてもよい」と発言している。その理由は、被爆者を守るために機能しなかったこと、「再び被爆者をつくらない、長崎を風化させないという長崎の原爆に対する思いというのがでてきてない」ことを挙げた。遺構自体が被爆の瞬間に果たした役割と、被爆地からのメッセージの2つの視点が提示されていることは注目に値する<sup>注7</sup>。

b委員は、実現しなかったものの、この場所で新型爆弾対策会議が開催されていたこと、立地条件による事実誤認があったこと、被爆後に果たした救援救護の役割の大きさ、長崎原爆の歴史叙述における重要性などの観点から、保存整備に肯定的な意見を論じた。

a委員とb委員の発言に見られるとおり、被爆した遺構のどの部分に価値を見出すかは、個人によって様々であり、被爆者であっても被爆当時に存在した遺構であるというだけでは保存整備に値する遺構とはみなしていないことなどは興味深い。特にa委員の発言は、無自覚に、もしくは自明のこととして、被爆遺構は保存・活用・整備されなければならないとしていないこと、被爆遺構を保存することが長崎原爆を伝え続ける営みと直結するものでもないと考えていることを示している。a委員は意識してかそうでないか不明だが、自らが被爆当時やその後全く関わりを持たなかった長崎県防空本部に対し、この審議のなかで、自己の体験とこの場で行われていたことの接点を見出し、苦々しさを吐露している。これもまた「場」と「記憶」のあり方の一つとして留意しなければならない。

結果として、2005年に保存整備された長崎県防空本部跡では、被爆時の状況や被爆後に果たした役割、そこで被爆した防空監視隊員の証言などが展示されている。前述の協議会での議論を踏まえ、防空本部が果たした役割、被爆遺構であることを浮き彫りにさせる意味で被爆体験証言が展示されたと考えることができる。

### （5）小括

長崎県防空本部跡の保存公開までの時系列の変遷を捉えると、2003年に保存工法の検討を開始、2004年に展示の方法について協議、2005年に保存整備を実施して公開という流れはいかにも行政的年次計画に沿ったものと感じる。また、地域コミュニティや他の共同体による積極的な関与はあまりみられない。このことに直接的な影響を与えた

かは検証の余地があるが、少なくとも間接的な影響があることとして1997年に閉校し2004年に被爆校舎を解体した新興善小学校の問題<sup>注8</sup>があると考えている。被爆者である濱崎均は、新興善の問題の次は長崎県防空本部跡として、運動の方向性を述べている<sup>注9</sup>。筆者は長崎における被爆遺構の保存運動の問題点として、解体反対には熱が入るが、保存遺構の価値の顕在化や深化に努力が払われないことがあると考えている。新興善小学校の被爆校舎の解体をめぐる運動自体を否定するものではないが、1980年代にはその存在が知られるようになった長崎県防空本部跡について、NHKの番組以降に遺構の価値を深化させ、積極的に保存しようとする機運を醸成するような研究が見られないことは指摘しておきたい。

「場」を保存することは重要であることを否定はしないが、保存する以上どのような活用が望ましいのか、どのような記憶をこの場で語るのか、どのように記憶を自己と関連づけていくか議論を深めていくべきであったであろう。

被爆遺構の価値はそれぞれ異なっており、それを詳細に研究することが、社会に対して永続的な保存を担保しなければならない理由を示していくことにつながる。(4)で見てきたa委員の発言は、被爆した遺構を前にすると半ば自動的に被爆に関する記憶に触れることができるのではなく、むしろ見学者側が遺構をめぐる記憶とその意味を語ることを通して、自らを遺構をめぐる場に取り込む形で理解を深めていくことの重要性を示している。

## 3. 「顕在化」された記憶

まず、長崎県防空本部跡について認知されるきっかけとなった「土曜日レポート『長崎・密封された地下壕』—被爆史の空白を埋める新事実—」で取り上げられている証言について、取り上げられた人物や被爆当時の職等について整理する（用語、当時の職については番組での呼称を採用する）。

最初に紹介された園田利水氏は、元防衛本部電

話技手で、内部の見取り図を示しながら内部の構造を説明している。次に中山民也氏は元同盟通信長崎市局の記者で、8月9日午前8時30分ごろソ連参戦を知らせに知事のもと（防衛本部）へ向かったことを証言している。藤本好雄氏は当時警務課長であり、永野知事主宰の新型爆弾対策会議に出席しており、その時の状況を語っている。警備隊中隊長であった友清克巳氏は、被爆後に知事の命令で実施した救護活動の状況を証言する。また、当時電話交換士であった女性4名が、入り口を開削した防空本部内で当時の救護の状況や約40年ぶりに防空本部内に入った受け止めを述べている。

次に、長崎県防空本部跡に展示されている体験について言及する。

長崎県防空本部跡は防空本部の部分と防空監視隊本部の部分に分けられるが、防空本部の部分については、当時の県知事永野若松の証言が掲載されている。これは、『長崎県警察史』下巻からの抜粋であり、被爆当日の新型爆弾対策会議から、被爆直後の受け止めまでの部分である。『長崎県警察史』は1976年に上巻が、1979年に下巻が刊行されている。上のテレビ番組以前に刊行されているが、大部の書籍であり、広く流布されたものというわけではないが、内容の一部は長崎市が刊行した『長崎原爆戦災誌』にも採られている。ここに被爆当日の警察官の動向が記載されており、防空本部やその指示で動員された警察官の動向を最もよく知ることができるものであるが、展示には知事の証言のみ掲載されている。

防空監視隊本部の部分については、北川正孝氏（当時19歳、元同盟通信社通信員）、岩崎絹子氏（当時17歳、女子挺身隊）、奥平恵美子氏（当時22歳）の証言を展示している。資料として内容を引用する。

北川正孝さん（当時19歳、元同盟通信社通信員）  
「私は同盟通信社の通信員として、原子爆弾投下時この壕内においてモールス信号の受信中でした。全国の同盟通信社の支局からの信号を受信しながら、それを同時にカタカナに直していました。それを長崎支局へ送り、長崎支局で文章化していました。原子爆弾投下時は爆発音が聞こえ、停電になりました。入り口から爆風が吹き込み、棚のものが落ちてきました。私は椅子ごとふっくり返りましたが、怪我はありませんでした。とっさに至近弾が落ちたかと思いました。このとき、ドアは開いており薄暗かったのを覚えています。すぐに外へ出てみると夕暮れ時のように暗くなっていました」

岩崎絹子さん（当時17歳、女子挺身隊）  
「私は1945年の4月から8月まで防空監視隊本部で女子挺身隊として勤務していました。3班に分かれて昼夜交代で勤務していましたが、E字型の防空壕の方に行くことはありませんでした。原子爆弾投下時はラジオを聞きながら、メモをとってしていました。突然、音も光もなく爆風が襲ってきました。棚とかが壊れ、部屋の中に散乱しました。」

奥平恵美子さん（当時22歳）

「8月9日は、勤務明けで、壕を出てすぐ隣にあった木造2階建ての控え室で仮眠をとっていました。原子爆弾投下時は至近弾だと思い、5人いた交換手のうち2人はすぐ窓から飛び降りました。そしてここから見える部屋に避難しました。」

NHKの放送した番組（1984年）は書籍化されていないので資料として利用できないが、『長崎県警察史』や『長崎原爆戦災誌』などを底本として防空本部の活動状況をまとめることもできたと思われる。しかし展示においては、長崎県防空本部跡の一般公開に向けた準備期間において、聞き取り調査を実施し、その成果を生かしたと考えられる。結果として、防空本部内の主要部の動きは当時の警察幹部が物故しており聞き取りできず知事の報告と後日語った証言に集約され、防空本部内の一部であった防空監視隊員の証言が充実したのであろう。

展示されなければ、顕在化されていないと断じ

るのはいささか暴論であるが、長崎県防空本部にいた人々の「記憶」を示す際に、防空本部の主要な構成者であった警察関係者の記憶について論じられていないのは物足りない。今後の調査を待たねばならないが、保存されるべき学術的価値が明確化され、行政的な意味での保存を担保させるための措置が執られていく際には、「場」と「記憶」の関係はより丁寧に扱われていかねばならない。その際、防空本部の関係者およびその指示で動いた警察官や警防団員などの事績や記憶は重要になる。長崎原爆という未曾有の惨事に、被災した当事者でありながらも、社会を維持しようと務めた記憶が「場」とともに保存されることに大きな意味がある。

#### 4. おわりに

長崎県防空本部跡の保存公開に至った時系列の経緯とそこにまつわる記憶について概観した。ここで「場」と「記憶」の関係性についてまとめておきたい。長崎県防空本部跡の「場」の保存は、意図していたものではなく閉塞後は放置に近い状態であった。同時に長崎県防空本部跡の存在は人々の意識においても潜在化していった。しかし、「場」の再発見による認知や周囲の再開発に伴い、行政主導による保存公開に至った。当事者の「記憶」が証言文の展示という形で「場」の中で顕在化されている。ただし、展示されていない記録や潜在化している地域の「記憶」も多い。歴史的経緯を振り返ると、全体として長崎県防空本部に関しては「場」と「記憶」の関係性は希薄であった。しかし、1990年代以降の被爆建造物等の保存に関連する動きのなかで、「場」の認識が進み、そこにあった「記憶」も探索されていったとみるほうが妥当である。

また、「場」の保存をめぐる議論の中で、被爆者の委員が示した見解をもとに、「記憶」と「場」がどのような関係性を結びうるのか、どのような価値をもって保存にあたるのか考えた。被爆遺構の保存は、有無を言わず頭を垂れさせる向きがあ

るが、「場」において見る者が、そこにある「記憶」に触れ、自己の記憶との接点を見出し、その「記憶」の対話の中で、さらに理解を深めていくことが重要であることを考えた。



図1 「救護所へ向う負傷者」 筆・森毅氏

1枚の絵画を紹介する。作者は森毅氏、長崎原爆資料館蔵の被爆者が描いた絵である（収蔵品番号3-01-04-14-0075）。作者の森氏は寺町で被爆、勤務先の三菱造船所幸町工場の様子が気になりつても、自宅のある立山町へ戻った。長崎県防空本部の近隣にあったといわれる町内防空壕へ避難し、その後三菱造船所幸町工場の救援救護にあたった。ここで紹介している作品は、立山町から三菱造船所幸町工場に向かう際に見た負傷者の姿である。長崎県防空本部跡について直接言及したものではないが、立ち寄り先の一つであり、長崎県防空本部横に町内会の防空壕があることが記載されていることから、地域住民に認知されていたことは間違いない。長崎県防空本部という遺構、そこに勤務した人々だけでなく、その周囲の空間としての地域やそこに住まう人々も含め、「記憶」のありように目を向けることも重要である。

ノラは記憶の場の定義を以下のように表現した。「記憶の場」とは、物質的なものであれ、非物質的なものであれ、きわめて重要な含意を帯びた実在である。それは人間の意思もしくは時間の作用によって、何らかの社会的共同体（ここではフランス社会）のメモリアルな遺産を象徴する要素と

なったものである。」（英語版序文、19 ページ）  
注<sup>10</sup>。

長崎県防空本部は長崎原爆の被害に対応するための拠点として、多くの人々が被爆直後に行き交った歴史的な出来事のある場であるが、一時期において社会的に人々の記憶から欠落していき、現代に被爆遺構として再度認識されてきている。「記憶の場」を作る、もしくは「記憶の場」となるという営み、その成否も含め、今後も注目して研究したい。

## 注

- 1 本稿では、原爆に被爆した建物や構造物全般を指して、被爆遺構と呼んでいる。長崎市が保護の対象としている「被爆建造物等」とは異なる。
- 2 先に断りを入れておくが、筆者は被爆体験の「継承」といういわば流行り言葉を、積極的に用いることはしない。体験自体は一身専属のものであり、ことに被爆体験は追体験できるものでもないからである。例え同じ場所で被爆した者であったとしても、被爆体験はそれぞれ異なり、被爆者同士共感することはあっても、ある被爆者の被爆体験を、別の被爆者が継承することはできない。まして、非体験者であれば、被爆体験に共感することさえ難しい。誤解を恐れず言えば、被爆体験を継承することはできないのである。筆者のような非体験者は、被爆体験に肉薄しようと努めるとき、ほんの少しでも被爆者が経験した患難辛苦に思いを致すことができると思うが、それでも被爆者からすれば足りないのである（実際、筆者はそのように指摘を受けた経験がある）。しかし、それを愚直に続けていくこと、そして、多くの被爆者の記憶を再度構築し社会に提示しつづけること以外に、被爆から現代に連なる歴史を後世に残し続けていくことはできないのではないかと考えている。
- 3 大東 延幸・十河 茂幸「広島城内の戦争遺跡に関する調査研究」『広島工業大学紀要研究編』第54巻、広島工業大学、2020年

- 4 内田 直仁・丹 裕也「震災復興での震災遺構の価値」『人間工学』48巻3号、日本人間工学会、2012年
- 5 筆者は被爆遺構を観光資源とみなしているわけではないが、実態として修学旅行のコースとしての活用が入場者の多数を占めていることを考えると、そうなっていることを否定しない。ただし、いわゆる「観光」とは一線を画していただければならないと考える。
- 6 長崎市議会平成13年第2回定例会（4日目）  
<http://www.city.nagasaki.nagasaki.dbsr.jp/index.php/>
- 7 長崎市原爆爆弾被災資料協議会規約第3条には、「協議会は委員15名以内で組織する。委員は次に掲げるところにより構成する。（1）被爆者代表4名以内、（2）市議会議員2名以内、（3）学識経験者9名以内」とされている。この中の被爆者代表とは、長崎市内の被爆者団体の会長ないしは副会長が団体の推薦により選出されることが多く、被爆体験を伝承することについて強く関心を持っている人が委員を務めていることに留意されたい。
- 8 この被爆校舎解体反対運動については、木永勝也「記録と検討 新興善小学校(救護所跡)の解体をめぐって--長崎における最後の大型被爆遺構消失の過程とその背景」『平和文化研究』27、2005年に詳しい。
- 9 濱崎 均「被爆遺構が、いま、問いかけるもの」『証言—ヒロシマ・ナガサキの声』第18集、長崎の証言の会、2004年
- 10 ピエール・ノラ編/谷川稔監訳『記憶の場 フランス国民意識の文化＝社会史 1 対立』岩波書店、2002年